

MANOMA 対応機器販売規約

ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社（以下「弊社」という）が提供する MANOMA（以下「本サービス」という）へお申込みいただく方で、弊社から本サービスに対応した機器（以下「対応機器」という）の購入を希望される方（以下「購入者」という）は、以下の規約を必ずお読みのうえ、ご同意下さい。

第1条（対応機器の売買契約の成立）

1. 購入者は対応機器の購入を希望する場合、弊社指定の方法に従って対応機器の購入申込みを行うものとします。
2. 購入者と弊社との間の対応機器に関する売買契約（以下「売買契約」という）は、前項に基づく購入申込みを弊社が受け付け、これを承諾した時点で成立するものとします。かかる承諾は、弊社所定の方法で購入者へ通知することにより行われます。
3. 対応機器について弊社が購入数量等を制限している場合、購入者は、その数量の範囲内で対応機器の購入申込みを行うものとします。

第2条（申込みの拒絶）

1. 弊社は、購入者が次の各号のいずれかに該当する場合、対応機器の購入申込みを承諾しない場合があります。
 - （1）申込み情報に虚偽の情報があった場合
 - （2）料金の滞納等がある場合
 - （3）日本国外からの申込みまたは配送先が日本国外または一部離島である場合
 - （4）その他弊社が申込みを承諾することにつき不相当と合理的に判断した場合
2. 弊社は、購入者による対応機器の購入申込みに関し、対応機器の配送が完了したか否かにかかわらず、第三者によるなりすまし等の不正行為のおそれがあると判断した場合、本人確認のために当該申込みの支払いにかかるクレジットカード及び銀行口座等の名義人並びに当該クレジットカード等の発行会社及び金融機関等に対して注文情報を開示する場合があります。また、当該注文行為が購入者本人によるものでないと確認したときには、当該注文にかかる売買契約を取り消すものとします。

第3条（代金及び支払い方法）

1. 購入者は、弊社が定める対応機器の販売代金（以下「対応機器代金」という）を、弊社が定める以下の対応機器代金の支払い方法のうち、弊社と合意した支払い方法に従って、弊社に登録している決済手段により、支払うものとします。なお、支払い方法は、申込方法によって選択できる方法が限られる場合があります。
 - （1）一括払い
 - （2）分割払い
2. 購入者は、本サービスを解約した場合で、対応機器の残債があるときには、弊社が指定する支払い方法により、当該対応機器の残債全額を支払うものとします。

第4条（納入及び所有権の移転）

1. 弊社は、対応機器を弊社の指定する業者により納入するものとします。
2. 弊社は、売買契約締結後、購入者が弊社へ通知した住所へ対応機器を納入するものとします。
なお、対応機器の納入の時期については、購入者の本サービスに関する決済手段が確定した後となります。また、かかる納入の完了をもって、弊社の売り主としての引き渡し義務が履行されたものとします。
3. 対応機器の所有権は、購入者が弊社へ対応機器代金の全額の支払いを完了した時点で、購入者へ移転するものとします。なお、購入者は、対応機器の所有権移転前においては、対応機器を担保に供し、譲渡し、また

は転売することができないものとします。

第5条（初期不良及び返品）

1. 購入者の購入した対応機器について、納入当初から正常に動作しない状態である場合若しくは納入当初から汚れがある場合（以下「初期不良」という）または納入に起因して破損が生じた場合若しくはその他弊社の責めに帰すべき事由による商品手配違い等が生じた場合には、購入者は弊社が対応機器毎に指定する連絡窓口に対し対応機器納入完了後、速やかに通知するものとします。また、その後の処理については、当該連絡窓口の指示に従うものとします。
2. 購入者は、前項に定める場合以外の対応機器の保証については、対応機器毎に定める保証規定に従うものとします。なお、対応機器の機器製造事業者の保証規定に基づく当該対応機器の保証について、弊社は一切責任を負いません。
3. 対応機器について、購入者の責めに帰すべき事由に基づく場合または以下の各号に基づく場合、初期不良には該当しないものとします。
 - （1）火災、地震、水害、落雷、ガス害、塩害、その他の天災地変、公害、または異常電圧等の不慮の事故による場合
 - （2）接続時の不備に起因する場合、または接続している他の機器に起因する場合
 - （3）取扱説明書または製品仕様書の記載事項に反する使用及び保管による場合
 - （4）購入者が改造、調整、部品交換等を行った場合
 - （5）その他、対応機器引き渡し後の輸送、移動時の落下・衝撃など不適當な取扱いによる場合

第6条（期限の利益の喪失）

1. 購入者が次のいずれかの事由に該当したときは、当然に売買契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。
 - （1）支払い期日に対応機器代金の支払いを遅滞し、弊社から20日以上相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。
 - （2）自ら振出した手形、小切手が不渡りになったときまたは一般の支払いを停止したとき。
 - （3）差押、仮差押、保全差押、仮処分申立てまたは滞納処分を受けたとき。
 - （4）破産、民事再生その他裁判上の倒産処理手続の申立てを受けたときまたは自らこれらの申立てをしたとき。
 - （5）購入者が賦払金の支払いを1回でも遅滞したとき。
2. 購入者は、次のいずれかの事由に該当したときは、弊社の請求により売買契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。
 - (1) 売買契約上の義務に違反し、その違反が売買契約の重大な違反となるとき。
 - (2) 購入者の信用状態が著しく悪化したとき

第7条（遅延損害金）

1. 購入者が、賦払金の支払いを遅滞したときは、支払い期日の翌日から支払い日に至るまで当該賦払金に対し、
年利14.6%を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。
2. 購入者が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで、対応機器代金の残金全額に対し、年利14.6%を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。
3. 購入者が選択した決済手段に関し個別の約款等が提示されている場合、当該約款等の定めに従うものとします。

第8条（費用等の負担）

購入者は、対応機器代金の支払いに要する付帯費用を負担するものとします。

第9条（契約解除）

1. 弊社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、購入者との売買契約を解除することができるものとします。
この場合において、購入者に帰責事由がある場合、弊社は購入者に対して弊社が被った損害の賠償を求めることができるものとします。
 - （1）購入者が第6条各項各号に違反した場合
 - （2）弊社に通知した住所に対応機器を納入したにもかかわらず、購入者の不在等により対応機器の引き渡しができず、かつ対応機器の発送のときから一定期間が経過してもなお当該購入者から何らの連絡も無い場合
 - （3）本サービスのご利用規約に違反した場合
2. 前項の解除事由に該当する場合において、購入者に対応機器の引き渡しが完了しているとき、弊社は、当該対応機器の返還を購入者に要求することができるものとします。購入者は、弊社が返還を要求した場合、購入者の費用負担においてかかる対応機器を弊社所定の方法により直ちに返還しなければならないものとします。

第10条（免責）

1. 弊社は、対応機器の商品性または購入者の使用目的への適合性等に関していかなる保証も行わないものとします。
2. 弊社は、購入者による対応機器の使用その他売買契約に関して購入者に生じた特別損害、拡大損害に関しては責任を負いません。また、弊社が購入者による対応機器の使用その他売買契約に関して責任を負う範囲は、いかなる場合においても購入者の購入した対応機器の対応機器代金相当額をその上限とします。ただし、弊社の故意または重大な過失により購入者に損害が生じた場合には、この限りではありません（購入者が法人及び個人事業主の場合を除く）。

第11条（本規約の適用および変更）

1. 本規約は、購入者による対応機器の購入および利用に関し、適用されるものとします。
2. 弊社は、民法第548条の4の規定により、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは、本規約を変更できるものとします。

第12条（合意管轄裁判所）

購入者は、売買契約について紛争が生じた場合、訴額に応じて、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第13条（債権の譲渡）

弊社は、購入者に対する売買契約に基づく債権を第三者に譲渡することや担保に供することがあります。この場合において、購入者は、当該債権の譲渡及び弊社が購入者の個人情報譲渡先または担保権者に提供することにあらかじめ同意するものとします。

附則：この規約は2018年10月10日から実施します。

2018年11月27日一部改定

2020年4月1日一部改定